

たばこを吸うヒトも吸わないヒトも知っておきたい

職場の受動喫煙を防止するために

職場の禁煙・分煙

< 国内の取組 >

健康増進法 平成15年5月から、公共施設、飲食店、事務所など多くの人が利用する施設では、受動喫煙防止に努めることになりました。

たばこ規制枠組条約

平成17年2月に発効した条約には、職場等の公共の場所での受動喫煙防止措置を講ずることが含まれています。

職場における喫煙対策のためのガイドライン（厚生労働省 平成15年見直し）

事業者による積極的な職場の喫煙対策への取組として空間分煙を中心とした対策を提案しています。（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2a.html>）

< 海外の取組 > “**職場は禁煙**” が主流です。

アメリカ	各州の法律で職場が禁煙となり、2006年までに国民の過半数が対象に
イギリス	2008年末までに、職場を禁煙
イタリア	2005年に喫煙室以外の喫煙禁止
フランス	2007年から職場を禁煙



受動喫煙について

受動喫煙とは？ 他人のたばこの煙を吸わされること

たばこの先から出る副流煙のほうが、吸う煙（主流煙）より多くの有害物質を含んでいます。

受動喫煙の健康影響

急性影響：流涙、鼻閉、頭痛、心拍増加、血管収縮、ぜん息発作の誘発など

慢性影響：肺がんや循環器疾患等のリスク上昇



受動喫煙防止対策

全面禁煙 建物内禁煙と敷地内禁煙があり、喫煙者と室内を共有しないので最も有効な対策です。

空間分煙（喫煙室等） 場所をきめて喫煙する方法。室内を汚染しないよう単独の全排気設備が必要です。空気清浄機の設置は代用となりません。

時間分煙（禁煙タイム） 設定時間にもよりますが、その前後で頻繁に喫煙する傾向（吸いだめ）があり、分煙効果は期待薄です。

